

## 中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金の公募開始について

## 1 要旨・目的

物価高騰や人手不足などの厳しい経営環境の中、生産性向上による賃上げに向けた環境整備を含む事業計画を定めて、デジタルを活用した省力化等の経営改善に取り組む意欲的な事業者を支援する「中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金」について、次のとおり公募を開始した。

## 2 概要

対象者	広島県内の中小・小規模事業者等				
支援内容	類型	一般型		経営革新計画活用法	
		通常枠	デジタル枠	通常枠	デジタル枠
	補助率	2 / 3 (小規模事業者は 3 / 4)			
	補助上限	50 万円	150 万円	250 万円	500 万円
	補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械装置等費 (機械装置、ソフトウェア等)</li> <li>展示会等出展費 (出展料、ブース装飾等)</li> <li>人材育成研修費 (事業推進に必要な研修費)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>広報費 (HP 制作、ポスター等)</li> <li>専門家謝金・旅費 (設備投資等に係る指導・助言) 等</li> </ul>	
※資金繰りが厳しい事業者に対しては、つなぎ資金として県制度融資を案内					
審査基準	①事業計画の実効性 ②事業計画の具体性 ③事業計画の効果 ④経営革新計画との整合性 (「経営革新計画活用法」の場合) ⑤デジタルを活用した取組であるか (「デジタル枠」の場合)				
公募期間	令和8年4月1日(水)～令和8年8月31日(月)				
申請受付期間	令和8年5月11日(月)～令和8年8月31日(月) ※随時申請・随時採択				
補助対象期間	交付決定日～令和9年1月29日(金)				
事務局	広島県中小企業団体中央会 「中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金事務局」 電話番号 082-228-0926 (受付時間 9時～12時、13時～17時 (土日祝除く)) 専用HP : <a href="https://chuokai-hiroshima.or.jp/archives/6153">https://chuokai-hiroshima.or.jp/archives/6153</a>				

## 3 想定件数

500 件

## 4 予算 (一部国庫)

821,564 千円 (令和7年度2月補正予算)

※「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を充当

# 計画的経営改善応援補助金

～新たな挑戦に踏み出す事業者を全力サポート～

県内事業者のみなさん

**事業計画**※を作成し、  
**生産性向上**を目指しましょう！

※事業計画には、賃上げに向けた取組を反映していただきます。



**補助対象者**

広島県内の  
中小・小規模事業者等

**公募期間**

2026.**4.1** (水) ~ **8.31** (月)

**申請期間**

2026.**5.11** (月) ~ **8.31** (月)

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

**補助対象期間**

交付決定日~**2027.1.29** (金)

**補助対象経費**

①機械装置等費  
(機械装置・ソフトウェア等)

②広報費

③展示会等出展費

④専門家謝金

⑤専門家旅費

⑥人材育成研修費 等

類型	一般型		経営革新計画活用型	
	通常枠	デジタル枠	通常枠	デジタル枠
補助率	2/3 (小規模事業者は3/4)			
補助上限額	50万円	150万円	250万円	500万円

## 👉 「一般型」とは

…事業計画を作成し、経営改善に取り組むもの

## 👉 「経営革新計画活用型」とは

…広島県知事の承認を受けた経営革新計画に従い実施するもの  
(過去に経営革新計画の承認を得たもの、今後変更承認を得るものを含む。)

## 👉 「通常枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当しない申請枠

## 👉 「デジタル枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当する申請枠

※デジタル活用とは、デジタル技術の導入により業務プロセスの改善又は生産性向上を図る取組をいいます。

※一般型と経営革新計画活用型の重複申請はできません。

※1社につき、1申請までとします。

## 👉 申請フロー 青色：申請者 黄色：事務局

### ① 事業計画を作成、書類提出

電子メール又は郵送にて申請

### 交付決定



**随時申請・随時採択。予算上限に達し次第、受付を終了します。**

### ② 事業実施



交付決定日から**2027.1.29**までに事業が完了する必要があります。

### ③ 実績報告書を提出

### 完了審査（補助金の額の確定）

### ④ 請求書を提出

### 補助金交付

※補助金の支払は実績報告後となるため、それまでの間に資金が必要な場合は、広島県制度融資の活用もご検討ください。  
【広島県制度融資のお問合せ先】  
広島県経営革新課 082-513-3321

▼**広島県制度融資情報はコチラ**▼



### 【補助金に関するお問合せ先（事務局）】

広島県中小企業団体中央会

「中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金事務局」

**TEL 082-228-0926**

(平日9時～12時・13時～17時(土日祝除く))

※5月以降は、補助金専用事務局開設予定のため、お問合せ先が変更となります。

### ▼補助金の詳細はコチラ▼

